八七〇八・四〇―八七〇八・八〇	第八七〇八・四〇号から第八七〇八・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、第八七〇八・四〇号から第八七〇八・八〇号までの各号の産品への第八七〇八・九九号の材料からの変更へこの変更に加えて、他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が六十五パーセント以上であること。
八七〇八・九一	第八七〇八・九一号の産品への他の項の材料からの変更又は、域内原産割合が必要とされない。（第八七〇八・九一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
九〇三二・九〇	第九〇三二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、域内原産割合が四十パーセント以上であること（第九〇三二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

（メキシコ側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、メキシコ合衆国政府が前記の提案を受諾することを閣下に通報するとともに、閣下の書簡及びこの返簡がメキシコ合衆国と日本国との間の合意を構成するものとし、その合意が二千十一年九月二十二日にメキシコ市で署名された経済上の連携の強化に関するメキシコ合衆国と日本国との間の協定を改正する議定書の効力発生の日に効力を生ずることを確認する光栄を有します。

この返簡は、ひとしく正文であるスペイン語、日本語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英文によるものとします。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年三月二日にメキシコ市で

メキシコ合衆国
外務省法律顧問　アルトゥーロ・A・ダヘル・ゴメス

メキシコ合衆国駐在
日本国特命全権大使　目賀田周一郎閣下

○財務省告示第七十号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十四年二月六日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年三月七日

財務大臣　安住　淳

一　名称及び記号	国庫短期証券（第二百五十五回）
二　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項
三　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
五　募入決定の方法	
イ　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
六　発行額	
イ　価格競争入札発行	額面金額で五兆五千六百八十一億六千万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で四千三百十六億三千万円
七　払込金額	
イ　価格競争入札発行	五兆五千六百六十七億六千二百五十一万九千二百円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	四千三百十五億二千百六十六万八百七十円
八　最低額面金額	千万円
九　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日	平成二十四年二月六日
十一　発行価格	
イ　価格競争入札発行	額面金額百円につき九十九円九十七銭四厘五毛以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額百円につき九十九円九十七銭四厘五毛
十二　償還期限	平成二十四年五月七日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十三　償還金額	額面金額百円につき百円
十四　元金支払場所	日本銀行
十五　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
十六　払込期日	平成二十四年二月六日

○財務省告示第七十一号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十四年二月十日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年三月七日

財務大臣　安住　淳

一　名称及び記号	国庫短期証券（第二百五十八回）
二　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項
三　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
五　募入決定の方法	
イ　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。